

# 平成 30 年度冬季無災害運動実施要領

平成 30 年 11 月 20 日  
富 山 労 働 局

## 1 目 的

富山県内においては、冬季（12 月から翌年 2 月までの 3 か月間をいう。以下同じ。）に気温が氷点下になり、降積雪があるなど地域特有の労働災害のリスクが高まる状況にある。

冬季における労働災害の発生件数は、その年の気温や積雪量により増減するが、平成 26 年から平成 29 年の冬季における休業 4 日以上労働災害（以下「死傷者数」という。）は、平均して約 330 人となっており多発する傾向にある。

平成 29 年 12 月から平成 30 年 2 月までにおける死傷者数は 420 人で、前年同期の 322 人に比べて 98 人（30.4%）増加しており、これらのうち、約 48%を転倒災害が占めている。

これらのことから、冬季における労働災害を防止するため、下記のとおり「冬季無災害運動」を実施する。

## 2 取組期間

平成 30 年 12 月 1 日（土）から平成 31 年 2 月 28 日（木）までの 90 日間とする。

## 3 主唱者

富山労働局、富山・高岡・魚津・砺波の各労働基準監督署

## 4 実施者

全業種の事業者

## 5 主唱者の実施事項

- （1）労働災害防止団体に対する協力要請
- （2）集団指導及び監督、個別指導時の指導
- （3）ポスター等の作成、配付
- （4）ホームページによる広報

## 6 事業者の実施事項

- （1）凍結・積雪による転倒災害防止対策の徹底
- （2）車等のスリップによる交通事故防止対策の徹底
- （3）除雪車・除雪機によるはさまれ・巻き込まれ災害防止対策の徹底
- （4）屋根などの除雪作業中の墜落・転落災害防止対策の徹底